

男鹿中いりあい風力開発株式会社「(仮称)男鹿中いりあい風力発電事業 環境影響評価方法書」に対する勧告について

令和 7 年 2 月 1 9 日
経 済 産 業 省
大 臣 官 房
産業保安・安全グループ

本日、電気事業法第 4 6 条の 8 第 1 項の規定に基づき、(仮称) 男鹿中いりあい風力発電事業 環境影響評価方法書について、男鹿中いりあい風力開発株式会社に対し環境保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は、別紙のとおり。

また、併せて同条第 3 項の規定に基づき、秋田県知事からの意見を勘案するよう、その写しを送付した。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：秋田県男鹿市
原動力の種類：風力（陸上）
出 力：最大 4 6, 2 0 0 k W

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計 画 段 階 環 境 配 慮 書 受 理	令和 4 年 5 月 2 4 日
環 境 大 臣 意 見 受 理	令和 4 年 8 月 5 日
経 済 産 業 大 臣 意 見	令和 4 年 8 月 1 6 日

<環境影響評価方法書>

環 境 影 響 評 価 方 法 書 受 理	令和 6 年 7 月 4 日
住 民 意 見 の 概 要 等 受 理	令和 6 年 9 月 2 0 日
秋 田 県 知 事 意 見 受 理	令和 6 年 1 2 月 1 6 日
経 済 産 業 大 臣 勧 告 発 出	令和 7 年 2 月 1 9 日

問合せ先：電力安全課 木全、森江
電話 0 3 - 3 5 0 1 - 1 7 4 2 (直通)

男鹿中いりあい風力開発株式会社「(仮称) 男鹿中いりあい風力発電事業 環境影響評価方法書」に対する勧告について

環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について

1. 本事業計画では、風力発電設備及び取付道路等の附帯設備の構造・配置又は位置・規模に係る具体的な事業計画が明らかになっていないことから、これらを明確にした上で、適切な調査地点を選定し、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
2. 対象事業実施区域の周辺には、寒風山を含む男鹿国定公園や男鹿半島・大湊ジオパークといった多くの景観資源が存在している。これらの景観資源と眺望点との間に風力発電施設が介在した場合、眺望景観に影響を及ぼすことが懸念される。また、対象事業実施区域周辺には、計画した身近な景観の調査地点より当該区域に近い集落として琴川地区等が存在することから、これらを踏まえた景観について、適切な調査地点を設定し、適切に予測及び評価を行うこと。
3. 対象事業実施区域及びその周辺には複数の河川、用水路及びため池等が存在していることから、これらの利水状況等を把握するとともに、近年の局所集中的な降雨の傾向を踏まえた沈砂池の設計とするなど、濁水の影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。
4. 対象事業実施区域は、ガン・カモ・ハクチョウ類等の渡り鳥の集団飛来地である八郎潟干拓地の周辺に位置しており、渡りの時期等における主要な移動経路となっている可能性があるほか、寒風山と真山・本山との間は多様な鳥類の移動経路となっている可能性がある。また、当該区域周辺には既設及び計画中の風力発電所が存在することから、本事業の実施によるこれら鳥類の移動経路の遮断・阻害やバードストライクの発生について、累積的な影響が懸念される。

このため、本事業の実施による鳥類への影響について、専門家等の助言を踏まえ、必要に応じて調査地点や回数を追加するなど調査手法の見直しを検討する等により、適切に調査、予測及び評価を行うこと。

(秋田県知事からの意見書の写しを添付)